

京都市告示第106号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

京都市長 門川大作

| 整理番号 | 路線名 | 起終 | 点 | 重要な経過地 |
|------|--------------|--|---|--------|
| 1 | 上賀茂緯35号線 | 北区上賀茂東後藤町50番地の1地先 同区上賀茂壺町口町24番地の1地先 | 点 | |
| 2 | 山科西野山緯16の2号線 | 山科区西野山桜ノ馬場町207番地の3地先 同町205番地の5地先 | 点 | |
| 3 | 嵯峨緯56号線 | 右京区嵯峨烏居本北代町6番地の5地先 同町4番地地先 | 点 | |
| 4 | 淀5号線 | 伏見区淀木津町190番地の3地先 同町248番地地先 | 点 | |

(建設局土木管理部道路明示課)